

# 一般社団法人 日本応用数学会 会費規程

## 第1章 目的

### 第1条 (目的)

この規程は、日本応用数学会の会費について定める。

## 第2章 (入会、会員種別、および会費等)

### 第2条 (入会)

本会に入会を希望する者は、第3条から第7条に定める基準により、細則に定める入会手続きおよび入会金・年会費納入手続きをしなければならない。

2. 名誉会員、および賛助会員は入会金を要しない。

3. 学生会員が正会員となる場合および正会員が学生会員となる場合には、入会申込書ならびに入会金を要しない。

#### (正会員)

第3条 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。正会員の入会金は2,000円とする。

2. 学生会員であった者が、当該学校を卒業または修了したとき、これを正会員とする。

#### (学生会員)

第4条 学生会員は、大学学部、大学院あるいはこれに準ずる学校の在学生のうち、本務が学生であり、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。学生会員の入会金は1,000円とする。

#### (名誉会員)

第5条 名誉会員は、この法人の事業範囲対象において特に功績があり、理事会で推薦された個人とする。

#### (賛助会員)

第6条 賛助会員は、この法人の事業を賛助するため入会した個人、法人または団体とする。

### 第7条 (年会費)

本会の会費の年額は以下の通りとする。

1. 正会員 12,500円

2. 学生会員 5,500円

### 3. 賛助会員 1口 50,000円

(細則)

#### 第8条 (細則)

入会の手続き、会費の減免制度、会員の特典、会費滞納時の措置については、理事会の決議による会費細則において定める。

#### 第3章 (規則の改訂)

#### 第9条 (改訂)

本規程の改廃は理事会の決議および社員総会の決議により実施する。

附則

本規程は平成27年度の会費から適用する。